

仕様書

令和8年度野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業（屋久島地域）

1 事業名

令和8年度野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業（屋久島地域）

2 目的

屋久島には、固有種をはじめとする多くの貴重な植物が生育しており、また、海岸部の亜熱帯から山岳部の亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られる。特に、西部地域における海岸部から国割岳（標高約1,323m）に至る西側斜面の植生の垂直分布は、世界自然遺産登録の要因の一つとなっている。

近年、同島においてニホンジカの亜種にあたるヤクシカの生息頭数が増加しており、下層植生の食害に伴う希少種の消滅等が懸念されていることに加え、住民の生活圏内で農林業被害等も頻発していることから、早急に対策を講じる必要がある。

このため、ヤクシカの生息状況や被害の状況等を把握したうえで、森林の多様性の保全や国土保全等の観点から、屋久島世界遺産地域科学委員会ヤクシカワーキンググループ（以下、ヤクシカWGと言う。）の意見を踏まえつつ、森林生態系の管理目標に関する現状把握・現状評価等を行うとともに、植生の保護・再生方策、ヤクシカの個体数調整方策等を含むヤクシカに関する総合的な対策を検討する。

3 業務の履行期限

契約締結の日から令和9年3月17日（水）まで

4 業務内容

(1) 調査・検証等

ア ヤクシカの生息密度のモニタリング調査

ヤクシカの生息密度を把握するため糞粒法（ベルトトランセクト法）を用いた調査を行い、ヤクシカの生息密度の変化と生態系への影響の関連性を下層植生の経年変化や植生等の被害発生の頻度、島内の捕獲状況などを多面的に分析し、取りまとめる。

糞粒法による調査プロットは、令和7年度に実施した調査結果及び捕獲実施箇所、鹿児島県等が実施している調査箇所等を考慮し、生息密度の変動等を適切に反映できる箇所を西部、南部、東部、北部、中央部に各1箇所ずつ計5箇所を設定する。

なお、当該調査データについては、鹿児島県等も利用できるように調査方法や解析方法、調査場所などについて関係機関と調整する。

イ 植生の保護・再生手法の検討

① 保護柵・内外の植生調査

植生の保護・再生状況等を把握するため、監督職員と協議のうえ、別紙1の植生保護柵設置箇所から4箇所選定し植生保護柵内外の植生調査を実施する。同様に萌芽枝保護柵設置箇所から2箇所を選定し、萌芽枝の育成状況を調査するとともに、今後の対応策を提案する。

② 植生被害調査

ヤクシカの生息密度と植生被害の関係を明確にするため、4(1)アの糞粒調査を実施した固定プロット5箇所のそれぞれについて、調査のため設定されたコードラートのうち5箇所を選定し、植生調査及び被害度調査を実施する。

③ 保護柵の保守点検・修理

別紙1に記載の保護柵の保守点検を行い、破損している場合には修理する。なお、対応が不可能な規模の修理を伴うものについては、本調査事業の監督職員へ破損状況等を連絡するものとする。

また、①から③の箇所については、経年比較等ができるよう写真等を整理する。

ウ 森林生態系の管理目標に関する現状把握・評価

- ① 森林生態系の管理目標のうち、aについては現地調査及び現状評価、b～dについては「屋久島世界遺産地域モニタリング計画」等により関係機関が実施した各種調査結果等をベースに現状評価を行う。

森林生態系の管理目標	調査地域 (箇所数)
a 屋久島の多雨環境を反映したシダ植物の林床被度の回復	監督職員と協議 (6箇所程度)
b 屋久島世界自然遺産の顕著な普遍的価値である植生垂直分布の多様性の回復	西部地域
c ヤクシカの嗜好性植物種の更新	
d 絶滅のおそれのある固有植物種等の保全	監督職員と協議

(注) 1 b及びcについては、「令和8年度屋久島世界自然遺産地域等における森林生態系に関するモニタリング調査等委託事業」(九州森林管理局)の令和8年度調査対象地域を想定。

2 dについては、「希少種・固有種の分布・生育状況の把握」(九州地方環境事務所)に係る事業地を想定。

- ② 本事項に合致する環境省等他機関のデータの有無を確認するとともに、使用可能なデータがある場合は、活用を検討する。

エ 高層湿原におけるヤクシカの生態調査

屋久島高層湿原(花之江河、小花之江河)におけるヤクシカの生態を把握するため、自動撮影カメラを高層湿原に10台を20週間以上設置し、得られた画像データの分析や現地調査を行う。

自動撮影カメラで撮影した画像の分析については、出現頭数を日時・場所別に成獣オス・メス、幼獣に分け整理し、現地調査については、1回目はカメラ設置時、2回目は監督職員と協議のうえ糞塊調査を行い、区画法等により密度分布図を作成する。

なお、自動撮影については、九州森林管理局より貸与のカメラを使用し、バッテリーや記憶媒体等については受託者が10台分を用意し、その費用も負担する。また、自動カメラは本委託契約書31条により適正に管理し、事業完了後は九州森林管理局へ返還する。

(2) 屋久島町と鹿児島市で各1回開催される「屋久島世界遺産地域科学委員会ヤクシカWG及び特定鳥獣保護管理検討委員会合同会議」の運営

- ア 次回開催日を含む開催日程の調整、開催場所の手配
- イ ヤクシカWG委員の宿泊先の手配や旅費・謝金の支払等(別紙2委員名簿を参照)
- ウ 標記合同会議で使用するヤクシカWGの資料作成及び調査概要、経過状況等
- エ 議事録等の作成
- オ その他合同会議に係る運営業務全般

(3) 鹿児島市で年2回開催するヤクシカ対策「検討の場」の会議運営

- ア 次回開催日を含む開催日程の調整、開催場所の手配
- イ 標記会議で使用する資料作成及び調査概要、経過状況等
- ウ 議事録等の作成

5 事業の実施方法

(1) 事業実施計画等の作成

受託者は事業の実施に当たって、監督職員に事業実施計画書及び工程表を契約締結後、10日以内に提出する。

事業実施計画書については、本事業に必要とされる専門性、技術、経験等を勘案した実施体制、人員配置、現地調査結果の解析手法等を記載する。

(2) 事業の進捗状況の報告

受託者は、事業の進行状況を定期的に報告するほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。

(3) ヤクシカWGの開催

受託者は、本委託調査の実施及び取りまとめにあたり、4(2)によりヤクシカWGを開催し委員の助言を受けること。

6 本事業の実施に際して貸与する資料等

(1) 本事業に当たり、必要に応じて次の資料等を貸与するので、事業終了時に返還すること。

なお、貸与物品については、適切に管理すること。また、電子媒体によって貸与したものについては、事業終了後にパソコン等の記憶媒体からすべて消去すること。

(2) 森林・立地等関係図面

空中写真、衛星写真、管内図、国有林野施業実施計画図、基本図

(3) 既存調査報告書等

ア 平成21年度から令和7年度までの野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業（屋久島地域）報告書

なお、過年度の野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業（屋久島地域）の報告書については、九州森林管理局のホームページへも掲載済みである。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/fukyu/policy/business/sika/yakusimatyousajigyuu.html>)

イ その他報告に必要なもの

7 成果品

受託者は、事業内容を取りまとめ、下記の仕様に基づき成果品を提出する。

(1) 成果品の提出

ア 提出期限 令和9年3月17日

イ 成果品

a 委託調査報告書（冊子体） 22部（A4版）

事業目的、内容、調査結果、捕獲結果、分析結果等の公表を前提として取りまとめた事業報告書

b ヤクシカWG報告書（冊子体） 22部（A4版）

c 報告書資料編（冊子体） 8部（A4版）

現地調査結果のデータ、写真、図面、検討委員会議事録等を収録した資料集

d 報告書要約版 1部（A4版2ページ以内）

e 上記a、b、c、dの電子データを保存した電子媒体 2組

ウ 提出先 九州森林管理局保全課 野生鳥獣管理指導官

(2) 成果物作成に係る留意事項

成果物の作成にあたっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成13年2月閣議決定）に適合した製品を使用すること。

(3) 電子データの仕様

- ア Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - a 文書:ワープロソフト (Microsoft 社 Word2016 以下)
 - b 表計算: Microsoft 社 Excel2016 以下
 - c 画像: 位置情報等を付加した J P E G 型式
- ウ イによる成果物に加え、P D F 形式を作成するものとする。
- エ 成果品の格納媒体の C D - R 又は D V D - R については、事業名称等を格納ケース及び C D - R 又は D V D - R に必ず付記する。
- オ 文字ポイント等統一事項については、監督職員の指示に従う。

なお、成果品納入後に、受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずるものとする。

8 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権又は所有権（以下「著作権等」という。）は、九州森林管理局が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作権等」という。）は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作権等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

9 環境負荷低減への取組

受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削除、資源の再利用等に努めるものとする。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たって関係法令等に基づき申請が必要な場合には、監督職員と事前に連絡調整を図り、受託者が必要な手続きを行う。
- (2) 受託者は、本仕様書に疑義が生じた時、本仕様書により難い事由が生じた時、又は、本仕様書に記載のない事由については、監督職員と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

なお、本仕様書により難い事由とは、現地調査等における天候不順、災害等の発生により本仕様書で示した調査等の実施が不可能となった場合を含むものとする。
- (3) 受託者は、九州森林管理局の許可を得ることなく、本事業の実施により得られたデータ及び成果物等を公開あるいは他の事業に利用してはならない。
- (4) 受託者は、業務の進行状況を定期的に報告するほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。
- (5) 業務目的を達成するために監督職員は、業務状況及び進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受注者はこれに従うものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に監督職員と協議を行

い承認を得るものとする。

(7) 受託者は、業務により知り得た情報について外部に漏らしてはならない。

(8) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、受注者は監督職員と協議を行うものとする。

別紙1

植生保護柵設置箇所一覧

	設置場所	名称	設置年月日	摘要
1	平瀬国有林1い2林小班	カンカケ200m	平成22年2月	
2	平瀬国有林1い林小班	カンカケ300m	平成22年2月	
3	平瀬国有林1ろ林小班	カンカケ400m	平成22年2月	
4	平瀬国有林1ろ林小班	カンカケ550m	平成22年2月	
5	平瀬国有林1ろ林小班	カンカケ600m	平成22年2月	
6	平瀬国有林1ろ林小班	カンカケ700m	平成22年2月	
7	平瀬国有林1い林小班	カンノン	平成22年2月	
8	平瀬国有林4ほ林小班	ヒズクシ	平成22年2月	
9	七五岳国有林40む林小班	中間前岳下	平成22年3月	
10	七五岳国有林40む林小班	中間1	平成22年3月	
11	七五岳国有林40む林小班	中間2	平成22年3月	
12	七五岳国有林40む林小班	中間3	平成22年3月	
13	七五岳国有林40む林小班	中間4	平成22年3月	
14	七五岳国有林40む林小班	中間5	平成22年3月	
15	七五岳国有林40む林小班	中間6	平成22年3月	
16	七五岳国有林40む林小班	中間7	平成22年3月	
17	芋塚嶽国有林49か林小班	尾之間試験地	平成23年3月	
18	愛子嶽国有林205く林小班	愛子岳200m	平成23年3月	
19	愛子嶽国有林205く林小班	愛子岳400m	平成23年3月	
20	波砂岳国有林48ち2林小班		平成23年	
21	ハサ嶽国有林69い5林小班		平成23年	
22	愛子岳国有林205く林小班	愛子岳600m	平成24年	
23	愛子岳国有林205く林小班	愛子岳800m	平成24年	

萌芽枝保護柵設置箇所一覧

	設置場所	名称	設置年月日	摘要
1	平瀬国有林1い2林小班	半山1	平成24年1月	比較対象調査プロットあり
2	平瀬国有林1い2林小班	半山2	平成24年1月	比較対象調査プロットあり
3	平瀬国有林1い2林小班	半山3	平成24年1月	比較対象調査プロットあり
4	平瀬国有林1い2林小班	半山4	平成24年1月	
5	平瀬国有林1い2林小班	半山5	平成24年1月	
6	平瀬国有林2い1林小班	川原1	平成24年1月	比較対象調査プロットあり
7	平瀬国有林2い1林小班	川原2	平成24年1月	比較対象調査プロットあり
8	平瀬国有林2い1林小班	川原3	平成24年1月	比較対象調査プロットあり

別紙2

屋久島世界遺産地域科学委員会
ヤクシカ・ワーキンググループ委員名簿

【委員】

氏 名	職 名	備 考
(科学委員会委員)		
荒田 洋一	樹木医	屋久島
松田 裕之	横浜国立大学 名誉教授	神奈川
矢原 徹一	(一社)九州オープンユニバーシティ研究部長	福 岡
八代田千鶴	森林総合研究所関西支所主任研究員	京 都
湯本 貴和	京都大学名誉教授	滋 賀
(特別委員)		
杉浦 秀樹	京都大学野生動物研究センター准教授	京 都
鈴木 正嗣	岐阜大学応用生物科学部教授	岐 阜
手塚 賢至	屋久島ヤクタネゴヨウ調査隊代表	屋久島
濱崎伸一郎	(株)野生動物保護管理事務所相談役	兵 庫

別図1

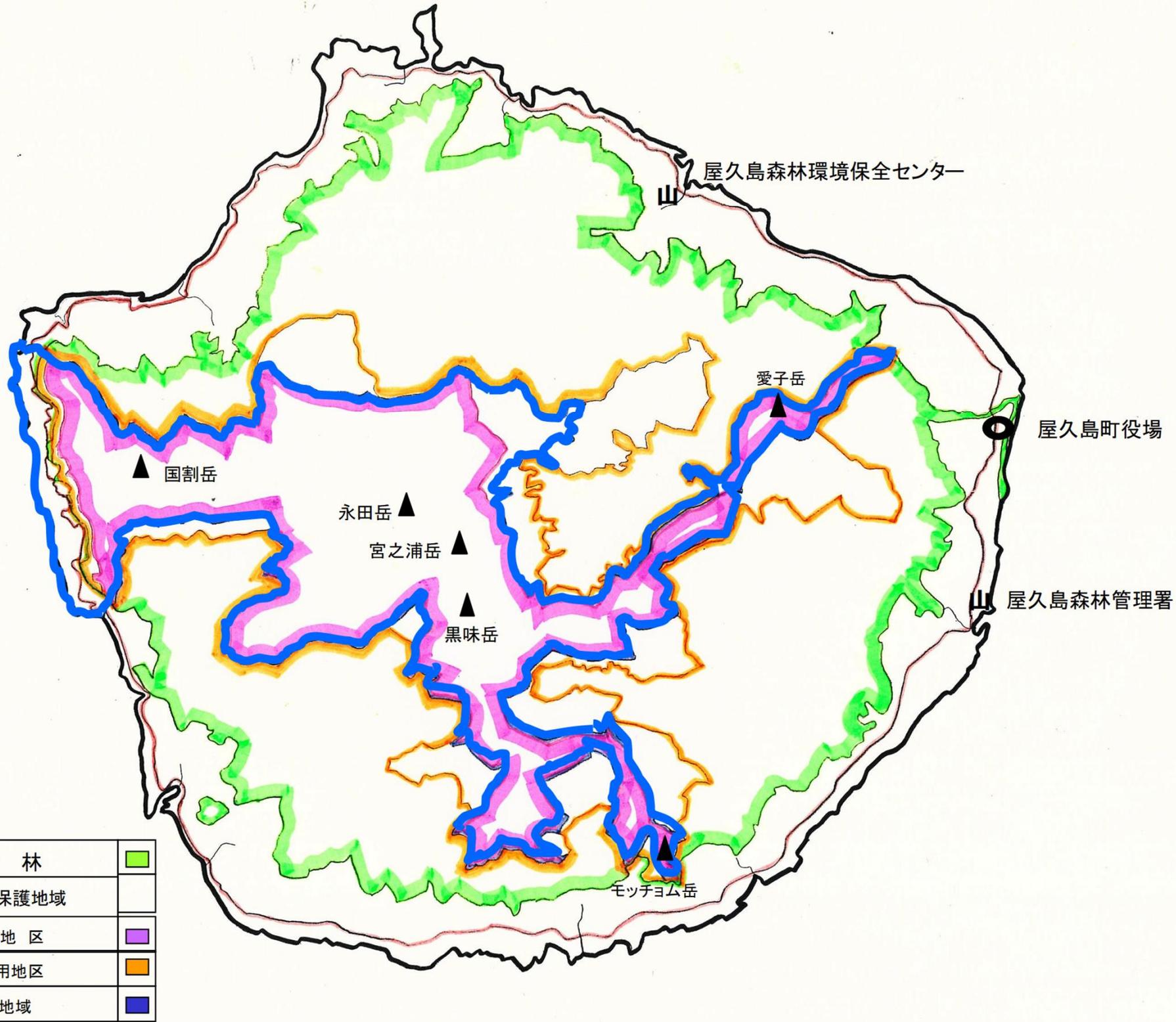


凡例

- 林道 森林軌道
- - 併用林道
- 一般道
- 林班界
- 世界遺産登録区域
- ⋯ 国立公園
- 426 有害鳥獣駆除の管理メッシュ

凡例

別図2



凡例

国	有	林	
森林生態系保護地域			
保存地区			
保全利用地区			
世界自然遺産地域			